

議員提出第二十四号議案

知的障がい者の定義の明確化及び知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書

身体障がい者は身体障害者福祉法で定義され、精神障がい者は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で定義されている。

ところが、知的障がい者に関しては、知的障害者福祉法で福祉サービスは規定されているものの、サービスを受けることのできる知的障がい者の定義は規定されていない。

また、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者の手帳制度について、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳は、法律の規定に基づき交付され、制度が運営されているが、知的障がい者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき、各都道府県知事等が定めた要綱によって手帳が交付され、制度が運営されている。

知的障がいについては、自治体により障がいの程度の区分に差があり、各判定機関によって障がいの判定にも差が生じている。また、手帳交付も、都道府県によって対応が異なっている。たとえば、自閉症の方への手帳の交付については、知的障がいがある場合は療育手帳が、知的障がいを伴わない場合は精神障害者保健福祉手帳が交付されるが、都道府県によっては、両方交付される場合があるとのことである。

自治体によって、異なる要綱によって療育手帳の制度が運営されていることにより、知的障がい者が他の自治体に転居する場合には、所持している療育手帳の継続使用が認められないこともあり、その場合は、改めて療育手帳の交付を受ける必要があるなど、知的障がい者の負担となっている。

よって、国会及び政府におかれては、知的障がいについて法律で定義するとともに、自治体によって異なっている判定の在り方を踏まえ、知的障がい行政・手帳制度を、法律の規定に基づく全国共通の施策として展開することを強く求める。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和四年十二月十四日

大分県議会議長 御手洗 吉 生

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

細田博之殿
尾辻秀久殿
岸田文雄殿
加藤勝信殿